

職員の懲戒処分について

令和6年11月14日付けで、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、
情報提供いたします。

【処分対象者及び処分の内容】

所属部名	職名	年齢	性別	処分内容
上下水道部	主査	56	男	減給3か月
都市建設部	課長	48	男	戒告
都市建設部	主査	55	男	戒告

※所属部名については現在の所属で表記しています。

【処分に至った事実の概要】

上下水道部主査は、都市建設部に所属していた令和5年度末に、契約事務を行わず口頭で業者に工事を発注し、また、工事完了のための十分な財源確保がないにもかかわらず、次年度に工事を担当する後任者への明確な引継ぎを怠りました。

令和6年度に入り、後任の都市建設部主査および担当課長が予算不足を認識していたにもかかわらず、一部未契約のまま工事を継続させ完了となり、結果的に業者に対する工事費の支払い遅延を生じさせたものです。

こうした行為は、地方公務員として恥ずべき行為であり、市民から行政を付託され、公務員倫理を常に意識する立場であるにもかかわらず、市の信用を著しく失墜させたことから、本市の懲戒処分の基準に基づき処分を行ったものです。

【その他 管理監督責任】

- ・令和5年度の課長、課長補佐については「戒告」
- ・部長、および令和6年度の課長補佐については「訓告」

【市長コメント】

本事案につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、再発防止策を徹底し、市民への信頼回復に全力で取り組んでまいります。

※笠間市ホームページでも公表しております。